

「交付目論見書の作成に関する規則」の一部改正

平成 26 年 7 月 3 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
交付目論見書の作成に関する規則	交付目論見書の作成に関する規則
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、投資信託の目論見書（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。）第 15 条第 2 項に規定する目論見書（以下「交付目論見書」という。)) の記載項目及び記載内容等を定め、開示情報の適正化を図り、もって投資者の<u>理解を助け、その</u>保護に資することを目的とする。</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(本文中の記載事項及び記載順)</p> <p>第 3 条 交付目論見書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を記載するものとする。また、交付目論見書には、次に掲げる各号の順序に従って記載するものとする。</p> <p>(1) ファンドの目的・特色 (略)</p> <p>(2) 投資リスク</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較</p> <p><u>参考情報として、当該ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率を比較したグラフについて、次に掲げる方法により、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。</u></p> <p><u>イ 当該ファンドの年間騰落率（当該各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額をいう。④及び⑤において同じ。）から当該各月末の 1 年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の 1 年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。以下「ファンドの年間騰落率」といい、④及び⑤において同じ。）及び代表的な資産クラスの指数（有価証券その他の投資資産に係る 6 種類程度の指標で、客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって、継続的に公表されるものをいう。以下④において同じ。）の年間騰落率（当該各月末の指標の値から当該各月末の 1 年前の指標の値を控除したものを</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、投資信託の目論見書（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。）第 15 条第 2 項に規定する目論見書（以下「交付目論見書」という。)) の記載項目及び記載内容等を定め、開示情報の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>(本文中の記載事項及び記載順)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>(1) ファンドの目的・特色 (同 左)</p> <p>(2) 投資リスク</p> <p>①～③ (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>当該各月末の1年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。以下④において同じ。)については、1ヶ月ずつ計測期間をずらした60個のデータの平均値、最大値、最小値を棒グラフにより記載するものとする。</p> <p>ロ ファンドの年間騰落率のデータが60個ないファンドのうちベンチマーク（特定の指標の変動率に当該ファンドに係る基準価額の変動率を一致させることを目標とする場合（その旨が当該ファンドに係る約款に定められ、又は有価証券届出書において記載されている場合に限る。）における、当該指標をいう。以下④及び⑤において同じ。）のあるファンドは、ファンドの年間騰落率がない期間のデータについてファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて平均値、最大値、最小値を算出する。ただし、当該ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はこの限りでない。</p> <p>ハ ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて平均値、最大値、最小値を算出した場合には、その旨を記載した上で、投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を記載するものとする。また、ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念があるためにベンチマークの年間騰落率を用いなかった場合には、その旨及びその理由を記載するものとする。（以下⑤において同じ）</p> <p>ニ ファンドの年間騰落率（ベンチマークの年間騰落率を用いた場合を含む。以下ニにおいて同じ。）のデータが60個ないファンドにおいて、当該ファンドの年間騰落率と代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示することで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合は、これらの図を明確に区別する等工夫するものとする。</p> <p>ホ 「分配金再投資基準価額」が当該ファンドの実際の基準価額と異なる場合には、「税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある」旨の注記を記載するものとする。（以下⑤において同じ。）</p> <p>⑤ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移</p> <p>参考情報として、当該ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について、次に掲げる方法により、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。</p> <p>なお、記載に当たっては、上記「④代表的な資産クラスとの騰落率の比較」の横に並</p>	

新	旧
<p><u>べて記載することを原則とするものとする。</u></p> <p><u>イ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移の記載に当たり、ファンドの年間騰落率については、1ヶ月ずつのファンドの年間騰落率のデータ 60 個を棒グラフにより表示し、また、分配金再投資基準価額については、折れ線グラフにより表示するものとする。</u></p> <p><u>ロ ファンドの年間騰落率のデータが60個ないファンドのうちベンチマークのあるファンドは、ファンドの年間騰落率のデータがない期間について当該ベンチマークの年間騰落率のデータを記載する。ただし、当該ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>ハ ベンチマークの年間騰落率を用いる場合には、ファンドの年間騰落率とベンチマークの年間騰落率が明確に区別できるよう別グラフにすることや色分けすること等により記載するものとする。</u></p> <p><u>ニ 記載した「分配金再投資基準価額」が実際の基準価額と異なる場合には、「税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額と異なる場合がある」旨の注記を記載するものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用し、同日前に提出される有価証券届出書については、なお、従前の例による。</u></p> <p><u>2. 金商法附則（平 25 法 45 第 38 条（検討））に「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。</u></p>	